

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年10月4日（平成29年（独個）諮問第60号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（独個）答申第71号）

事件名：研究個室利用に係る本人との連絡文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月15日付け総法文1039号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 請求1について

メール等文書は不存在とされているが、添付したように少なくとも3件、恐らくは10件程度の文書が存在するはずである（資料1, 2, 3）。これらは図書館の業務文書であり保存期間が3-10年と思われる。ちなみにメールで閲覧第2係とあるのが附属図書館2号館のサービス担当である。また特定日付けメール（資料3）は「日付に矛盾があるため今回の申請は不許可となりました」との連絡内容であるが、当該申請書は館長の承認印も押され受理されている（資料4）。

すなわち、担当者（特定職員A）の独断と嫌がらせであり、背景に特定利用者に対する組織的ハラスメントの存在を示唆する。よって「証拠隠滅のためメール等文書は不存在」と回答したものと思われる。担当者（特定職員A）及び上司に対して徹底した搜索を求める。

イ 請求2について

私は附属図書館2号館研究個室を5回利用申請しておりその際の申

請書 5 枚を本件保有個人情報開示請求書に添付した。実際この研究個室を利用しておりその際の鍵使用簿に記入したことを記憶している。規約でも「鍵使用簿」が明記されている（資料 5 の 3 条）。私の記入のある鍵使用簿を特定し開示することを求める。

ウ 請求 3 ないし請求 5 について

開示請求時に提出した 10 枚の申請書を見れば、特定利用者に対する組織的ハラスメントの存在は明確である。「作成した文書は残っておらず」「文書は作成しておらず」「保有個人情報として保有しているものはなく」等の理由が記載されているが、これらは虚偽であり信用できない。冤罪企図の証拠を隠しているだけである。必ずや保有個人情報としての文書があるはずである。資料として請求 3 ないし請求 5 に係る研究個室利用申請書の取り扱い上の矛盾点一覧を添付するので（資料 6），再度文書を検索・特定することを求める。資料 4 左側文書も特定職員 A により利用時間修正させられている証拠である。ここまで「嫌がらせをやっている」のである！嫌がらせでないと主張するなら根拠規定を提示すべきである。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

諮問庁は理由説明書（下記第 3）2 の「（2）諮問の理由」において請求 1 ないし請求 5 に係る異議申立てに関し説明を試みているが不自然ないし錯誤の記述に始終している。

請求 1 のメール記録についての説明では「保存期限を 1 年で削除」と作為的虚偽を述べている。これはそのような規定はなく、3 年ないし 10 年の保存期間である。また特定職員が対応文書を作成したのは、異議申立書で記述した内容からも蓋然性が高く、不存在はありえない。文書を特定し開示すべきである。

請求 2 の鍵使用簿についての説明では「保存期限を 1 年未満」と作為的虚偽を述べている。これはそのような規定はなく、3 年ないし 10 年の保存期間である。図書館受付カウンターではかなり不自然な使用制約を利用者に課しておりそれが音声記録として保存されている。大学にも一部提出済みである。それらを調査すれば諮問庁の説明は虚偽であることが明白となる。文書を再度特定し開示すべきである。

請求 3 の研究個室利用申請書関係についての説明ではかつて諮問庁は「特定教員に対する震災による特例措置」との説明をしている。しかしこれは、捺印欠如、利用目的記載欠如の正当性を示すのは不自然かつ不十分である。時期的にも震災後長時間が経過しているし特定教員は震災被害者に該当していない。文書を特定し開示すべきである。

請求 4 及び請求 5 についての説明では既に提出した 10 枚の申請書を

慎重に見て欲しい。明らかな個人差別と権利侵害，研究妨害が見て取れる。諮問庁東北大学はこの事実を謙虚に反省し，公表し関係者に謝罪すべきである。諮問庁のごとき記述は到底国民の理解も支持も得られないし，大学の腐敗をもたらすのみである。文書を特定し開示すべきである。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく，論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。慎重かつ論理的に審議されれば幸いである。

また本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年6月15日に，異議申立人から，本件対象保有個人情報の開示請求があった。

本件請求に係る保有個人情報については，探索の結果，該当する文書の記録はなく，文書不存在として法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年7月15日付けで行った。

その後，平成27年7月17日付けの異議申立書が提出され，同月21日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は，おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回，異議申立てのあった請求は，本件異議申立人自身が附属図書館研究個室の利用における図書館との連絡及び対応に係る文書，研究個室数とその利用に係る個室の振り分け方が分かる文書，研究個室利用申請に係り，異議申立人とそれ以外の者に対する扱いの相違に関する文書について保有個人情報を求めているものである。

請求1ないし請求5については，原処分においてすべて該当する保有個人情報は存在しないため不開示とした。異議申立てを受け，改めて所管部局へ確認し探索したが，請求1のメール記録は一年で削除する取扱いであるため記録は残っておらず，他に作成した文書もなく，また，特定職員Bのカウンター対応に関する文書も作成していないため，該当する保有個人情報は存在しない。請求2の鍵使用簿は保存期間を1年未満として取り扱っていたためすでに廃棄しており，他に該当する法人文書はない。個室数が特定可能な文書としては2号館平面図があるが，当該文書は請求に係る保有個人情報には当たらないため，特定しなかったものである。また，どのような状況で個室を振り分けるのかを示す文書もなく，保有個人情報として該当するものは保有していない。請求3の

図書館研究個室利用申請書について押印が無いのに利用を許可した運用が規約違反等でない又は規約違反等になることが分かる文書について、法人文書としては「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」が考えられるが、保有個人情報には当たらないため、本請求に係る保有個人情報として保有しているものはない。請求4の異議申立人の図書館利用に関し図書館側がとった特別な措置についての文書、及び請求5の特別な扱いをしていないことを示す文書についても、改めて探索したが、該当する保有個人情報の存在は確認できなかった。異議申立人は、文書を不開示とした理由は虚偽であり、冤罪企図の証拠を隠していると主張し、その考えに基づき申立てを行っているが、異議申立人の請求内容に該当する保有個人情報は保有していないため、文書不存在として不開示としたものである。

以上の理由から、本学の決定は妥当であると考え、平成27年7月15日付けの保有個人情報の不開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月8日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月22日 審議
- ⑤ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 附属図書館2号館の研究個室について

附属図書館には1号館と2号館があり、以前はその両方に研究個室があったが、2号館の研究個室は使い勝手が悪いため利用者が少なく、平成25年に行われた1号館の大規模改修工事に際し同館の図

書及び資料の一部を2号館に移動させることとなり、ほどなくして同館の研究個室は実質廃止となった（工事が完了した平成26年10月以降、研究個室は1号館のみで、WEB上での利用予約となっている。）。

イ 請求1について

(ア) 「私から又は私宛の連絡文書一切」について

2号館研究個室の利用については、各利用申請者から提出された研究個室利用申請書に対する利用許可は口頭又は電子メールで申請者に伝えるのが基本的な方法であって、利用許可書は発行しておらず、申請内容の確認のための連絡等も同様に電子メール等で行われていた。異議申立人は「図書館の業務文書であり保存期間が3-10年」と主張しているが、実際にはメールは保存期間1年であり、該当する情報が記録された文書の保有は確認できなかった。

(イ) 「2号館研究個室の利用に係り、特定職員Bの2号館1階カウンター対応があったことに係る一切の文書」について

原処分時及び諮問に際しての探索の結果、2号館研究個室の利用等に関する文書として保有が確認された文書は、研究個室利用申請書のみであり、当該研究個室の具体的運用についての通知、申合せ等といった情報が記録された文書の保有は確認できなかった。また、利用者に対する職員の対応について記録した文書等といったものの保有も確認できなかった。

ウ 請求2について

(ア) 「研究個室数が特定可能な文書一切」について

個室数が特定可能な文書としては2号館平面図があるが、当該文書は請求に係わる保有個人情報には当たらないと解し、特定しなかったものである。

また、異議申立書においても「私の記入のある鍵使用簿を特定し開示」することのみが求められていることから、開示請求における「鍵の管理簿」との記載は、「研究個室数が特定可能な」文書の例示ではなく、研究個室の利用状況を把握し、鍵の所在を明らかにする目的で当時使用されていた「鍵使用簿」について、その名称を問わず開示を求めるという意味であったものと解される。

この鍵使用簿については、特に規程等で定められた様式がなかったため、簡単な様式を作成して、鍵の受渡し時、研究個室利用者に、「日にち、氏名（苗字のみ）、入退室時間」を記入してもらっていたものであり、あくまで確認のために利用する程度のものであって、何年にもわたって保存する必要がある文書ではないため、保存期間は1年未満としており、研究個室の廃止以降は廃棄している（保存

期間が1年未満の文書として取り扱っていたため、当時の文書ファイル管理簿にも掲載していなかった。)

以上のとおり、当該請求に該当する情報が記録された文書の保有は確認できなかった。

(イ) 「どの様な状況で複数ある個室の利用を振り分けるのかが分かる文書」について

探索の結果、研究個室利用の振り分け方に関する記載がなされた法人文書の保有は確認されず、また、各利用に際して実際に使用されたのがどの個室であったかという情報が記録された文書の保有も確認できなかった。

なお、改めて関係者に確認したところ、上記アで述べたように利用者が少なかったこともあり、特にどの申請者をどのように各個室に振り分けるかは定めていなかったとのことである。定める必要もなかったということのようである。

エ 請求3について

請求3に対応する法人文書としては「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」が考えられるが、保有個人情報には当たらないものと判断した。なお、これまで、異議申立人との関係がある程度認められる場合には規程類であっても開示してきたところであるが、請求3は異議申立人以外の第三者に固有の研究個室利用に係る情報の開示を求めるものであり、当該情報は異議申立人にとっての「自己を本人とする保有個人情報」に該当するとは判断し難いので、法に基づく開示請求の対象とは認められないものであると考える。

オ 請求4及び請求5について

2号館研究個室の利用(運用)に関する文書として保有が確認された文書は、上記イ(イ)のとおり研究個室利用申請書のみであり、異議申立人の研究個室の利用に関する取り決めや利用時の対応等について記録された文書の保有は確認できなかった。

なお、異議申立人の申請に係る研究個室利用申請書には、決裁の押印など、図書館の利用に係る「扱い」に関する情報が記録されているとも考えられるが、そもそも本件開示請求は当該利用申請書を添付して行われたものであること等から、異議申立人が求める情報ではないと考える。

カ 以上のとおり、いずれの請求についても、該当する情報が記録された文書の保有は確認されなかったことから、原処分は妥当であったと考えるものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これ

を覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年2か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報）

東北大学情報公開室からの開示文書に附属図書館2号館研究個室利用申請書がある。これは平成24年度から平成26年度3年間（H24.4.1－H27.3.27）にわたる附属図書館2号館研究個室の利用申請書（10件）の全てであり、これは同運用状況と運用実態の確実かつ公的な根拠（証拠）である。なお工事等のため、平成25年9月24日以降は2号館研究個室の運用も変更（運用縮小・停止等）になったと思われる。

さて本件開示請求では以下の文書を開示請求する。期間はH24.4.1から現在まで。

請求1 2号館研究個室の利用に係り

- a 私から又は私宛の連絡文書類一切の開示を求める。少なくともメールが複数ある。
- b 2号館研究個室の利用に係り、特定職員Bの2号館1階カウンター対応があったことに係る一切の文書の開示を求める。

請求2 研究個室利用申請書は3年間で10件しかない。個室は少なくとも3室ある。

- a 先ず、個室数が特定可能な文書を一切開示することを求める。例えば鍵の管理簿等である。
- b またどの様な状況で複数ある個室の利用を振り分けるのかが分かる文書を一切開示することを求める。

請求3 図書館研究個室利用申請書の記入状況であるが、上部の承認決裁印が私の分5件は押印されているが、他の5件は期日に無関係に押印が全くない。真に不自然である。

押印が無いのに利用を許可した運用が

- a 規約違反等では無いことが分かる文書一切を開示することを求める。
- b 逆に、規約違反等になることが分かる文書一切を開示することを求める。

請求4 図書館研究個室利用申請書の記入状況であるが、上部の承認決裁印が私の分5件は押印されているが、私に対する差別（ハラスメント；偽計計画）の意図と思慮される。私に対して、図書館利用にかかり特別な扱いをしたことを示す一切の文書を開示することを求める。

請求5 請求4とは逆に、私に対して、特別な扱いをしていない事を示す一切の文書を開示することを求める。